

公益財団法人佐々木泰樹育英会 2022 年度第 16 回 定時理事会 議事録

1. 開催日時

2023 年 3 月 24 日(金) 13 時 00 分開始 15 時 00 分終了

2. 開催場所

本財団事務所内会議室(東京都中央区明石町 8-1 聖路加タワー40 階)

3. 出席者

[理事]佐々木泰樹、寺島秀昭、堂免拓也、富永譲、長島明夫、安田博延(理事総数 7 名、出席理事数 6 名)

[監事]中野竹司、大和寿子(監事総数 2 名、出席監事数 2 名)

4. 議事

議案 1.2022 年度下半期事業報告

議案 2.2023 年度事業計画案・予算案の承認

議案 3.2023 年度スケジュール案の確認

議案 4.2023 年度奨学生選考分科会(建築・デザイン工芸美術・医学・口語詩句)報告および承認

議案 5.建築研修旅行に関する申請(追加交通費・小冊子編集業務)

議案 6.書類選考状況報告及び応募要領修正方針案(選考委員増員方針含む)

議案 7.今後の本財団組織構成について

議案 8.臨時評議員会議案

5. 配付資料

資料 1.事業報告書(2022 年度下半期)

資料 2. 2023 年度事業計画書

資料 3. 2023 年度予算計画書

資料 4. 2023 年度スケジュール案

資料 5. 2023 年度奨学生選考分科会報告書(建築・美術・医学・口語詩句)

資料 6. 2023 年 3 月建築研修旅行申請事項

資料 7.奨学金応募書類状況報告書兼応募要領修正案

資料 8.本財団組織および役員等の役割に関する事務局案

資料 9. 2023 年度第 3 回臨時評議員会議事次第

6. 議事の内容

上記のとおり出席があり、理事会は有効に成立したので、佐々木泰樹理事長が議長となり開会を宣し定刻議長席に着き、以下のとおり審議が行われた。感染症対策として、個別衝立設置、常時換気並びに空気清浄機稼働の環境で、個別マイクシステム設置済会議室で会議を実開催した。

①議長より、2022 年度下半期事業報告書(資料 1)につき説明、質疑応答のうえ、確認された。これにより、理事長の職務執行状況報告が行われた。

②議長より、2023 年度事業計画書・2023 年度予算計画書(資料 2)の説明を行い、質疑応答のうえ、満場一致で承認された。併せてスケジュール案(資料 3)について確認した。

③議長より、2023 年度奨学生選考分科会(建築・デザイン工芸美術・医学・口語詩句)に関する説明を行い、資料 4 につき、満場一致で承認された。

④議長より、2022 年度建築研修旅行における追加申請について説明を行い、質疑応答の結果、挙手による採決に付したところ、出席理事 5 名の過半数の反対により却下された。また活動小冊子について学生による原稿取りまとめを指示することとした。

⑤事務局より 2023 年度奨学生応募対応事務に関する報告書(資料 7)の説明を行い、質疑応答の結果、今後の応募要領へ反映を予定し、個別内容は応募要領・奨学金規程にて審議することとした。

⑥議長より、本財団の今後の組織運営方針について資料 6 を踏まえた説明を行い、組織存続に向けた個々の役割や組織構成につき質疑応答を行い、事務局案を踏まえた将来の組織案について改めて検討することとした。

⑦議長より、本日の理事会決議を踏まえた評議員会議案の説明があり、満場一致で承認された。

以上をもって、議事の全部が終了したので閉会した。

2022 年度第 16 回 定時理事会 資料 1

2023 年 3 月 24 日

事業報告書(2022 年度下期)

報告者 公益財団法人佐々木泰樹育英会
理事長 佐々木 泰樹

自 2022 年 10 月 1 日

至 2023 年 3 月 31 日見込み

1.公益事業の状況

イ.寄付金収入(万円未満四捨五入、以下同じ)

本財団は報告期間中、賃貸不動産 2 棟からの収入(管理経費控除後・入金ベース)として 4,800 万円を予算計上したところ、実績 5,007 万円がございました。公租公課(不動産取得税)1,484 万円を控除した 3,523 万円が報告期間中特定資産収益となります。

ロ.2022 年度奨学生に対する奨学金給付 (奨学金事業)

2023 年 3 月 31 日現在の 2022 年度奨学生 (2023 年 3 月支給分まで) 数見込 35 名(期首 36 名)、報告期間中の奨学金給付見込額は 1,287 万円です。建築 13 名(うち学部生 0 名)、デザイン工芸美術 4 名(うち学部生 1 名・10 月復学者 1 名含む)、医学部 2 名(1~4 年生 1 名辞退による期中減)、口語詩句 16 名(うち高校生 2 名)の内訳です。

報告期間中の奨学生異動の詳細は以下の通りです。

- ・美術奨学生 2022 年 10 月復学による奨学金再開申請者 1 名
- ・医学奨学生 11 月末日限り辞退 1 名
- ・口語詩句奨学生 報告期間中の投稿規程違反 5 名(10~2 月度・3 月度締め 3/25)

ハ.2023 年度奨学生募集 (奨学金事業)

2023 年度奨学金は 2022 年度に引き続き、建築、美術、医学、口語詩句の 4 分野を募集し、建築 9 名(応募 78 名・書類選考 21 名・応募者に対する奨学生選考率 12%・以下同じ)、美術 5 名(23 名・7 名・22%)、医学 4 名(35 名・4 名・11%)、口語詩句 14 名(34 名・14 名・41%)、それぞれの選考分科会報告による奨学生選考者合計 32 名につき、本理事会にて審議のうえ決議予定です。

ニ.口語詩句分野(事業全体)

2019 年度より新規に奨学生募集を開始した口語詩句事業(公益事業)のうち口語詩句賞(新人賞・奨励賞)による表彰事業(助成事業)があります。応募選考時期を奨学金事業とずらし、2022 年度は 11 月に変更しております。応募機会の分散による選考委員・応募者の負荷を分散し、本財団活動広報機会の増加のメリットを想定しました。応募数は対象期間が 8 ヶ

月のため全体応募者数は前回より減少しました。併せて口語詩句賞表彰式(口語詩句賞受賞者・財団関係者参加)を 2022 年 12 月に開催のうえ、10 名を表彰・賞金 270 万円を支給しました。

2021 年度分より公益事業認定されている口語詩句投稿サイト 72h サイト運営および口語詩句小冊子発行は口語詩句事業の付随事業として継続しております。特に口語詩句投稿サイト 72h の選考操作画面の改修を行い、選考作業の効率化を行いました。

ホ.助成事業

本財団の公益事業目的を推進するための助成事業として、前述の 2022 年度口語詩句賞以外に、公益事業の要件に適合するものとして、本財団広報誌、建築奨学生の樹林会活動(研修旅行、活動小冊子発行)、奨学生同士の交流会の実績があります。具体的に以下の通りです。

①広報誌

奨学金事業の一環として公益事業・1000 部印刷・本財団奨学生募集時の大学学生課、役員・選考委員依頼時、広報活動などにおける資料として配付。財団活動記録にもなるため、今後も定期刊行(3 年毎を目処)を予定。

②建築助成事業

現建築奨学生対象の研修旅行(年 1 回)および活動記録小冊子作成(現在準備中)費用の助成。建築奨学金事業の一部として公益事業。2023 年 3 月 8 名参加にて実施。

③財団交流企画

本財団関係者間の交流イベントとして 2023 年 2 月 40 名参加にて開催しました。奨学生交流が主旨であることから奨学金事業の一環と位置付けしております。交流会参加者は自身の専門分野への良質な刺激を得ることができます。現時点の奨学生だけでなく、過去に奨学生など助成対象者であった方のみが参加対象となり、財団側からの出席者がいない点で、良質な交流機会となるよう工夫された会合であり、本財団活動の特長として、参加者から好評を得ています。

④その他

- ・2023 年 3 月開催新春会 (財団関係者参加)

- ・2023 年 3 月開催予定の 2023 年度奨学金決定通知授与式 (奨学生・財団関係者参加)奨学金事業の一環として開催。

イベントを実開催とする場合、消毒、換気、遮蔽などの医学的根拠に基づく対策を講じつつ、社会情勢を鑑み、感染症対策に配慮した形での開催を予定しております。

本財団の事業目的を推進するため、本財団の特長および公益性の観点を踏まえ、公益財団法人として活動すべき事業についての検討を重ねております。新型感染症等の社会環境からイベント開催が制限されていたため、今年度は上記 3 事業に取り組みました。今後の予定は以下の通りです。

今後新たな公益事業を計画する場合など、事業企画について関係各所と協議のうえ、必要に応じた機関決定を経て事業の変更認定申請を行うものとします。

へ.2022 年度収入について

本財団は 2022 年 5 月に寄付された賃貸不動産の収益が期中を通じ、1 イのとおり特定資産収入が計上され、2023 年度も引き続き同等の収入が見込まれます。

ト.予算達成状況

現状の事業活動状況・予算達成状況は、ほぼ予算通りの内容となっております。これにより本財団正味財産の増加を見込んでおります。正味財産増加額は特定資産修繕積立金とする予定です。

2. 収益事業の状況

本財団は、現時点において、内閣府より収益事業の認定を受けておりません(税法上の収益事業は行っております)。寄付を受けた賃貸不動産は特定資産として収益の過半を公益事業に充当しております。今後、特定資産収益のうち、公益事業に費消した部分以外について法人税対象となる見込みです。

3. 事務局の任免及び事務委託

本財団の事務局としてトゥループロパティマネジメント株式会社を任命し、同社と事務委託に関する業務委託契約を締結しております。計算業務委託中の税理士事務所に事務処理業務の一部の追加委託を行い、併せて事務局スタッフ 1 名を人材派遣受けることによりトゥループロパティマネジメント株式会社側スタッフの本財団事務局業務負担軽減と処理効率化に取りんでいます。今後、事務局スタッフを雇用することでより安定した事務局運営を目指し、採用活動を行っております。

以上